

1 事案概要

- マイナポイントは、1施策につき1人1回に限り申込が可能であるが、今般、複数回にわたり申し込まれる事案が判明した。

2 原因

- マイナポイントは、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（以下単に「証明書」という。）を利用して申込を行うが、証明書が更新された場合にも、新旧の証明書を紐付け、同一人物であることを確認している。
- しかしながら、市区町村において、法律で想定されていない場面で証明書の失効を行うと、新たな証明書が発行されても、新旧の証明書の紐付けが行われず、複数回の申込が可能となる事案が発生したものの。

3 対応

- 現在は、法律で想定されていない場面で失効が行われた証明書についても、新たな証明書との紐付けを行い、複数回の申込を防止する策を講じている。
- 市区町村に対し、適切な事務処理の徹底を図るよう通知を発出した（6月28日）。
- これまでの調査により複数回申し込まれているケースが471件（2回470件、3回1件）判明しているが、マイナンバーカード新規取得分に係るマイナポイントが付与されるためには、申込後、更に2万円のチャージ等が必要であり、上記ケースにおいて実際にマイナポイントが付与されたかどうかは現在調査中。
- 実際に、マイナポイントが複数回付与された方がいれば、マイナポイント利用規約に基づき、決済事業者と連携してポイントの精算を行う。